

令和4年1月

お客さま各位

鶴岡信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」導入のお知らせ

このたび、当金庫では、令和4年4月1日（金）から長期間ご利用されていない預金口座（以下、「未利用口座」といいます）を対象とし、「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。

本件は、長期間利用の無いお客さまへの口座利用の促進ならびに不正に利用される被害を防止することを目的としています。ご利用されていない預金口座を改めて認識いただき、ご利用（再開）をお願いするものです。なお、日常的に入出金や口座振替等でご利用の口座が、未利用口座となることはございません。

今後より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 「未利用口座管理手数料」概要

項目	内容
管理確認開始日	令和2年4月1日（水）
新規口座管理開始日	令和4年4月1日（金）
対象となる預金口座	最終ご利用（入金または出金）日から2年間以上お取引が無く経過した普通預金口座・貯蓄預金口座 *無利息型普通預金口座、総合口座を除きます。
対象外預金口座	次の口座は対象となりません。 ・当該口座に10,000円以上の残高がある場合 ・同一のお取引店舗にお借入れがある場合 ・同一のお取引店に定期預金、定期積金、投資信託、生命・傷害保険、公共債等のお取引がある場合。
口座管理手数料	年間1,320円（税込）
未利用口座のお取扱	・対象口座のお客様に「ご案内」を郵送いたします。「ご郵送」が到達しなかった場合でも到達したものとみなします。 ・通知後、一定期間（約3カ月）経過後もお取引が無い場合、当該口座より本手数料をいただきます。 ・預金残高が本手数料に満たない場合は、残高を本手数料としていただきます。 ・本手数料引落後の残高が「0円」となった未利用口座（残高が元々0円の場合を含む）は、自動的に解約させていただきます。

※ご負担いただいた本手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用にはお応え致しかねますので、予めご了承ください。

※ご不明な点は、窓口等にお問い合わせください。

鶴岡信用金庫